

東京地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 処分取消等請求事件

国側当事者・国

令和2年9月25日却下・棄却・確定

判 決

原告	株式会社X
同代表者代表取締役	A
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
被告指定代理人	守谷 純子
同	須波 敏之
同	茂泉 尚子
同	小林 厚夫
同	池内 康将

主 文

- 1 本件訴えのうち別紙1「訴え却下目録」記載の部分を却下する。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 次の（1）ないし（3）の各差押処分をいずれも取り消す。
 - （1）東京国税局長が平成20年4月10日付けで原告に対してした別表「順号」1に対応する「差押財産」欄に記載された財産を差し押さえる旨の処分
 - （2）東京国税局長が平成20年4月10日付けで原告に対してした別表「順号」2に対応する「差押財産」欄に記載された財産を差し押さえる旨の処分
 - （3）東京国税局徴収職員（以下、東京国税局長と東京国税局徴収職員を総称するときは、「東京国税局長等」という。）が平成20年4月11日付けで原告に対してした別表「順号」3に対応する「差押財産」欄に記載された財産を差し押さえる旨の処分
- 2 被告は、原告に対し、160万円及びこれに対する平成20年4月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、東京国税局長等が原告に対して3度にわたってした各差押処分（以下、別表の順号1の処分を「本件差押処分1」と、同表の順号2の処分を「本件差押処分2」と、同表の順号3の処分を「本件差押処分3」といい、これらの処分のうち2つのものを指すときは、「本件差押処分1及び2」のようにいい、これらの処分を総称して「本件各差押処分」という。）が、いずれも違法な処分であり、原告に多額の損害を与えたとして、原告が、被告に対し、本件各

差押処分の取消しを求める（以下、本件訴えのうち本件各差押処分の取消しを求める部分を「本件取消訴訟部分」という。）とともに、国家賠償法1条1項に基づき、160万円及びこれに対する本件差押処分3がされた日である平成20年4月11日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金の各支払を求める（以下、本件訴えのうち損害賠償を求める部分を「本件国賠訴訟部分」という。）事案である。

1 関係法令の定め

別紙2「関係法令の定め」のとおりである（同別紙で定める略称等は、以下においても用いることとする。）。

2 前提事実（当事者の間に争いが無い又は当裁判所に顕著な事実である。）

(1) 当事者等

原告は、植物繊維を原材料とするスポンジの製造、加工、輸出入及び販売等を目的とする株式会社である。

(2) 本件各差押処分及びその前後の経緯

ア 原告は、平成20年3月28日、横浜中税務署長に対し、原告の平成18年1月1日から同年12月31日までの事業年度（以下「平成18年12月期」といい、他の年度についても同様に表記する。）の法人税につき、更正の請求（以下「本件更正の請求」という。）をした。

イ（ア）東京国税局長は、平成20年4月10日、別紙3「滞納税金目録」記載の税（以下「本件国税」という。）を徴収するため、国税徴収法47条1項及び62条1項の規定に基づき、本件差押処分1及び2をし、第三債務者に対し、債権差押通知書を送達した。なお、本件差押処分1及び2について作成された差押調書には、原告が同日当時、本件国税を滞納していた旨が記載されている（ただし、原告が、同日当時、本件国税のうちの一部（平成16年12月期ないし平成18年12月期の各法人税）の全額を納付していた事実の存否については、当事者の間に争いがある。）。

（イ）東京国税局徴収職員は、平成20年4月11日、本件国税を徴収するため、国税徴収法47条1項及び62条1項の規定に基づき、本件差押処分3をし、第三債務者に対し、債権差押通知書を送達した。

ウ（ア）東京国税局長は、平成20年5月19日、国税徴収法67条1項の規定に基づき、本件差押処分1に係る債権24万1185円を取り立て、同月20日、同法131条及び132条の規定に基づき、本件国税にその全額を配当すべきものとした上で、換価代金等の交付期日を同月27日午前10時、滞納者に交付すべき残余金を零円とする旨が記載された配当計算書を作成し、原告に同計算書の謄本を送付した。

（イ）東京国税局長は、平成20年6月2日、国税徴収法67条1項の規定に基づき、本件差押処分2に係る債権686万5992円を取り立て、同日、同法131条及び132条の規定に基づき、本件国税にその全額を配当すべきものとした上で、換価代金等の交付期日を同月9日午前10時、滞納者に交付すべき残余金を零円とする旨が記載された配当計算書を作成し、原告に同計算書の謄本を送付した。

（ウ）東京国税局長は、平成20年9月24日、国税徴収法67条1項の規定に基づき、本件差押処分3に係る債権215万7223円を取り立て、同月25日、同法1

31条及び132条の規定に基づき、本件国税にその全額を配当すべきものとした上で、換価代金等の交付期日を同年10月2日午前10時、滞納者に交付すべき残余金を零円とする旨が記載された配当計算書を作成し、原告に同計算書の謄本を送付した。

エ 横浜中税務署長は、平成20年5月27日、本件更正の請求に対し、平成18年12月期の法人税を減額する旨の更正（以下「本件減額更正」という。）をした。

(3) 本件訴えの提起等

ア 原告は、令和元年10月25日、横浜地方裁判所に対し、本件訴えを提起した。

イ 本件訴えに係る訴状は、令和元年12月4日、被告に対し送達されたところ、被告は、令和2年1月20日、横浜地方裁判所に対し、本件取消訴訟部分の管轄が同裁判所にはないことを理由として、本件訴えに係る事件を東京地方裁判所に移送する旨の裁判を求める申立てをした。

横浜地方裁判所は、令和2年2月17日、上記の申立てを認容する旨の決定をし、同決定は、その頃、確定した。

3 争点

- (1) 本件取消訴訟部分の適法性（本案前の争点）
- (2) 本件各差押処分 of 適法性（本案の争点1）
- (3) 本件国賠訴訟部分における損害の有無及び損害額（本案の争点2）

4 争点に対する当事者の主張の要点

- (1) 本案前の争点（本件取消訴訟部分の適法性）について
（被告の主張の要点）

ア 国税通則法は、同法75条1項（平成26年法律第69号による改正前のもの）において、国税局長等がした処分に不服がある者は、不服申立てをすることができる旨を規定するとともに、同法115条1項（平成26年法律第69号による改正前のもの。以下同じ。）において、国税に関する法律に基づく処分不服申立てをすることができる処分の取消しを求める訴えは、審査請求をすることができる処分にあつては審査請求についての裁決を経た後でなければ、提起することができない旨を規定している。また、同法75条6項（平成26年法律第69号による改正前のもの）は、国税に関する法律に基づく処分、国税局の職員がしたものに不服がある場合には、当該職員の所属する国税局の長が当該処分をしたものとみなして同条1項の規定を適用する旨を規定している。

本件各差押処分は、東京国税局長等がしたものであるから、本件取消訴訟部分は、国税不服審判所長による審査請求についての裁決を経ている必要があるものの、本件においては、当該裁決を経た事実はない。

したがって、本件取消訴訟部分は、国税通則法115条1項が定める要件を満たさない不適法なものである。

イ 債権差押処分は、第三債務者に対してはその債務の履行を、滞納者に対しては債権の取立てその他の処分を、それぞれ禁止する（国税徴収法62条2項）とともに、徴収職員において差し押さえた債権の取立てをすることができるようにする（同法67条1項）という法的効果を有するものであるから、徴収職員において差し押さえた債権を取り立てたときは、当該債権差押処分は、その目的を達して法的効果が消滅することとなる。そして、実体法上、債権差押処分の法的効果が消滅した後に、同処分がされたこと

を理由として滞納者に法律上の不利益を課す旨の規定も存在しない。

そうすると、債権差押処分がされた後に差押債権の取立てがされて当該処分の法的効果が消滅した後においては、当該差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存しないと解すべきである。

本件においては、東京国税局長は、本件訴えが提起される以前に、本件各差押処分に係る各債権の取立てを完了しており、本件各差押処分は、その目的を達して法的効果が消滅したといえるから、原告には、本件各差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存しないのであって、本件取消訴訟部分は、訴えの利益を欠く不適法なものである。

(原告の主張の要点)

本件各差押処分は、違法なものであり、これを取り消す訴えの利益があるといえる上、それを前提とすると、本件取消訴訟部分には、行政事件訴訟法8条2項3号にいう「正当な理由」があるということもできるから、本件各差押処分に係る審査請求を経ていないとしても、本件取消訴訟部分は、適法なものである。

(2) 本案の争点1 (本件各差押処分の適法性) について

(原告の主張の要点)

次のとおり、本件各差押処分は、違法であり、東京国税局長等がした行為には、国家賠償法1条1項にいう「違法」がある。なお、横浜中税務署長が、本件国税の納付を督促した事実はなく、それをした旨の被告の主張は、虚偽である。

ア 東京国税局長等は、原告が本件更正の請求をした後で、横浜中税務署長が本件減額更正をする前に、本件各差押処分をしたものであり、職務怠慢及び連絡ミスに基づくものである。

イ 原告は、平成20年4月10日当時に滞納していたとされる平成16年12月期及び平成17年12月期の各法人税は、いずれも平成18年12月26日に納付済みであり、原告には、平成20年4月10日当時、法人税の滞納は存在しなかった。

また、平成18年1月1日から同年12月31日までの課税期間(以下「平成18年課税期間」といい、他の年分の課税期間についても、同様にいうものとする。)及び平成19年課税期間の各消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)については、米国に輸出した輸出品について生じたものであり、通関業者(いわゆる乙仲)の認識不足により、消費税等の免税の手続がされていなかっただけであって、実際には賦課されるべきものではなかったから、それらの消費税等の滞納があったとはいえない。

(被告の主張の要点)

本件各差押処分は、国税徴収法47条1項及び62条1項の規定に基づき、適法に行われたものである。なお、原告は、横浜中税務署長が、本件国税の納付を督促した事実を否認するが、横浜中税務署長は、適法にそれをしたものである。

また、東京国税局長等が、職務上通常尽くすべき注意義務を果たすことなく、漫然と本件各差押処分をしたと認め得るような事情はないから、本件各差押処分につき、国家賠償法1条1項にいう「違法」もない。

(3) 本案の争点2 (本件国賠訴訟部分における損害の有無及び損害額) について

(原告の主張の要点)

原告は、本件各差押処分により、当時の顧客の80%を失うとともに、信用も失い、株式を上場することも不可能となった。

当該損害を金銭に換算すると、160万円は下らない。

(被告の主張の要点)

原告が主張する損害及び損害額は、いずれも否認する。

本件においては、本件各差押処分と原告が主張する損害との間に相当因果関係もないことが明らかである。

なお、仮に、原告が、本件各差押処分につき、被告に対する何らかの損害賠償請求権を有しているとしても、本件各差押処分に係る差押調書謄本は、遅くとも平成20年4月15日に原告に到着しており、遅くとも、平成23年7月1日までは時効期間が経過していることになるから、被告は、これを援用する。

第3 当裁判所の判断

1 本案前の争点（本件取消訴訟部分の適法性）について

(1) 債権差押処分は、第三債務者に対しその履行を、滞納者に対し債権の取立てその他の処分をそれぞれ禁止する（国税徴収法62条2項）とともに、徴収職員において差し押さえた債権の取立てをすることができるようにする（同法67条1項）ためにされるものであり、徴収職員において差し押さえた債権の取立てを完了すると、債権差押処分はその目的を達成し、その効力は消滅するに至るから、債権差押処分の取消しを求める訴えの利益も、その時に消滅すると解される。

(2) 本件においては、前提事実（2）ウのとおり、東京国税局長において本件各差押処分により差し押さえた債権の取立てを完了していることが明らかであるから、本件各差押処分は、いずれもその効果が消滅しているものといわざるを得ない。

そして、本件において、原告の主張するところ及び全証拠によっても、原告に関し、なお本件各差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益が存すると解すべき事情（行政事件訴訟法9条1項）は見いだし難い。

(3) したがって、その余の点について判断するまでもなく、本件取消訴訟部分は、訴えの利益を欠き、不適法である。これに反する原告の主張は、採用することができない。

2 本案の争点1（本件各差押処分の適法性）について

(1) 消費税法7条1項が規定する輸出免税は、その適用を受けるとされる課税資産の譲渡等が同項の適用の対象となる取引であることを財務省令で定めるところにより証明されたものでない場合には、適用しないものとされている（同条2項）から、単にある取引が、客観的に見れば、同条1項の適用を受け得るものであったというだけでは、当該取引に係る消費税等を納める義務自体も存在しなかったとはいえないというべきである。

そうすると、本件全証拠によっても、原告が、本件各差押処分がされる前に、平成18年課税期間及び平成19年課税期間の各消費税等について、輸出免税の適用を受けた事実又は消費税法7条2項が規定する証明があった事実は、いずれも認められないから、原告は、本件各差押処分を受けた当時、平成18年課税期間及び平成19年課税期間の各消費税等を納める義務を負っていたと認められ、乙仲の認識不足により消費税等の免税の手続がされていなかっただけであって実際には賦課されるべきものではなかった旨の原告の主張は、消費税法7条2項の定めを照らし、上記の判断を左右しないというべきである。

その上で、原告は、本件各差押処分に先立ち、平成18年課税期間及び平成19年課税期間の各消費税等の全額を現実に納付したなどの主張をせず、本件全証拠によってもそのような事実があったとはうかがわれないから、原告は、本件各差押処分を受けた当時、平成18年課税期間及び平成19年課税期間の各消費税等を滞納していたものと認めるのが相当である。

- (2) 証拠（甲2、乙1ないし3の各1）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件各差押処分を受けた当時、平成18年課税期間の消費税等として2377万3300円を、平成19年課税期間の消費税等として合計2452万8100円（平成19年5月31日納期限のものが1341万5800円、同年11月30日納期限のものが1111万2300円）を、それぞれ納める義務を負っていたことが認められ、本件全証拠によっても、原告が、本件各差押処分を受けた当時、平成18年課税期間及び平成19年課税期間の各消費税等として納める義務を負っていた金額が他の金額であることを認めるに足りないから、本件の証拠関係の下においては、原告は、本件各差押処分を受けた当時、少なくとも4830万1400円の消費税等の税額に相当する金額を滞納していたものと認められる。

そうすると、前提事実（2）ウのとおり、本件各差押処分において取り立てられた債権の総額が926万4400円（＝24万1185円＋686万5992円＋215万7223円）にとどまったことも踏まえると、本件各差押処分は、国税を徴収するために必要な財産の差押えをしたものといえることができる（国税徴収法48条1項参照）。

また、前提事実（2）のとおり、本件各差押処分は、国税徴収法が規定する手続に従ってされたものであると認められるほか、本件全証拠によっても、本件各差押処分が違法なものであることをうかがわせる事情等は見当たらない。

なお、原告は、横浜中税務署長が、原告に対し、本件国税の納付を督促した事実（国税通則法37条）がない旨主張するが、証拠（乙16の1ないし12）によれば、本件国税についてはいずれも、適法にその納付が督促されたと認められるから、原告の主張は、採用することができない。

- (3) 以上によれば、原告が、本件各差押処分を受けた当時、平成16年12月期ないし平成18年12月期の各法人税の全額を納付していた事実の存否を判断するまでもなく、本件各差押処分は適法である。

したがって、本件各差押処分をした東京国税局長等の行為が、国家賠償法1条1項にいう「違法」なものとは認められない。

3 結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、本件取消訴訟部分は不適法であるからこれを却下し、原告のその余の請求（本件国賠請求部分）は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 鎌野 真敬

裁判官 福渡 裕貴

裁判官 佐藤 秀海

訴え却下部分目録

次の（１）ないし（３）の各差押処分をいずれも取り消すことを求める部分（第１の１に係る部分）。

- （１）東京国税局長が平成２０年４月１０日付けで原告に対してした別表「順号」１に対応する「差押財産」欄に記載された財産を差し押さえる旨の処分
- （２）東京国税局長が平成２０年４月１０日付けで原告に対してした別表「順号」２に対応する「差押財産」欄に記載された財産を差し押さえる旨の処分
- （３）東京国税局徴収職員が平成２０年４月１１日付けで原告に対してした別表「順号」３に対応する「差押財産」欄に記載された財産を差し押さえる旨の処分

以上

関係法令の定め

1 国税徴収法の定め

(1) 国税徴収法47条(差押の要件)1項の定め

国税徴収法47条1項柱書きは、次の各号の1に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならない旨を定めている。

1号 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき。

2号 納税者が国税通則法第37条第1項各号に掲げる国税をその納期限(繰上請求がされた国税については、当該請求に係る期限)までに完納しないとき。

(2) 国税徴収法48条(超過差押及び無益な差押の禁止)1項の定め

国税徴収法48条1項は、国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押えることができない旨を定めている。

(3) 国税徴収法62条(差押えの手續及び効力発生時期)の定め

ア 国税徴収法62条1項(平成19年法律第102号による改正前のもの。以下同じ)の定め

国税徴収法62条1項は、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う旨を定めている。

イ 国税徴収法62条2項の定め

国税徴収法62条2項は、徴収職員は、債権を差し押えるときは、債務者に対しその履行を、滞納者に対し債権の取立てその他の処分を禁じなければならない旨を定めている。

(4) 国税徴収法67条(差し押さえた債権の取立)1項の定め

国税徴収法67条1項は、徴収職員は、差し押さえた債権の取立てをすることができる旨を定めている。

(5) 国税徴収法131条(配当計算書)の定め

国税徴収法131条は、税務署長は、同法129条の規定により配当しようとするときは、政令で定めるところにより、配当を受ける債権、同法130条2項の規定により税務署長が確認した金額その他必要な事項を記載した配当計算書を作成し、換価財産の買受代金の納付の日から3日以内に、次の各号に掲げる者に対する交付のため、その謄本を發送しなければならない旨を定めている。

1～3号 (略)

(6) 国税徴収法132条(換価代金等の交付期日)の定め

ア 国税徴収法132条1項の定め

国税徴収法132条1項は、税務署長は、同法131条の規定により配当計算書の謄本を交付するときは、その謄本に換価代金等の交付期日を附記して告知しなければならない旨を定めている。

イ 国税徴収法132条2項本文の定め

国税徴収法132条2項は、同条1項の換価代金等の交付期日は、配当計算書の謄本を交付のため發送した日から起算して7日を経過した日としなければならない旨を定めて

いる。

2 消費税法7条（輸出免税等）の定め

（1）消費税法7条1項（平成19年法律第20号による改正前のもの。以下同じ。）の定め

消費税法7条1項は、事業者が国内において行う課税資産の譲渡等（資産の譲渡等（事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他对価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。）のこと）のうち同法6条1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものこと。以下同じ。）のうち、次に掲げるものに該当するものについては、消費税を免除する旨を定めている。

1号 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け

その余の号 （略）

（2）消費税法7条2項の定め

消費税法7条2項は、同条1項の規定は、その課税資産の譲渡等が同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものであることにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたものでない場合には、適用しない旨を定めている。

以上

別紙 3、別表省略